

はじめに

大阪府では「環境基本法」、「大阪府環境基本条例」をはじめとする環境関連諸法令に基づく施策を推進することはもとより、「大阪 21 世紀の総合計画」、「大阪府新農林水産業振興ビジョン」、「大阪地域公害防止計画」等の各種計画とも連携しつつ、豊かな環境都市・大阪の構築を目指して「大阪 21 世紀の環境総合計画」(以下「環境総合計画」という。)を推進しています。

また、環境総合計画を実効あるものにするため、環境の保全に関する基本的事項の審議などを行う「大阪府環境審議会」や庁内の推進体制である「大阪府環境行政推進会議」等を活用し、計画の適切な進行管理を行っています。

この報告は、大阪府環境基本条例第 10 条の規定により、平成 17 年度に豊かな環境の保全及び創造に関して本府が講じようとする施策を、環境総合計画に規定する 4 つの基本方向、すなわち「循環」、「健康」、「共生・魅力」、「参加」に沿ってとりまとめたものです。

平成 17 年度においては、長期的な取り組みが必要な主要課題、緊急に取り組みが必要な課題等を考慮し、特に次の施策を重点的に取り組んでいくこととし、その内容を以下に記載しています。

- ・廃棄物対策とリサイクルの推進
- ・地球環境保全に資する取り組み
- ・自動車公害の防止
- ・水循環の再生等
- ・環境リスクの低減・管理
- ・自然との共生等
- ・環境配慮のための仕組みづくり

また、関係するすべての施策・事業の概要及び予算額は、4 つの基本方向別に〈資料編〉として一覧にまとめて記載しています。